

令和6年度ツキノワグマ被害防止対策啓発業務委託

企画提案審査要領

令和6年 12 月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度ツキノワグマ被害防止対策啓発業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査項目に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は別表のとおりとする。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションにより行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、事務局において、企画提案書等による一次審査を実施し、上位と評価された5者により、委員会において最終審査を行う。
- (3) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価を行う。
- (4) (3)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (5) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

評価	配点5点	配点10点	配点15点	配点20
非常に優れている	5	10	15	20
優れている	4	8	12	16
問題はない	3	6	9	12
やや問題がある	2	4	6	8
問題がある	1	2	3	4
採用できない	0	0	0	0

別表 審査項目及び配点

審査項目			審査の観点	配点
1	業務の趣旨・理解度		・ 業務の趣旨や目的、内容を理解した提案内容となっているか。	5
2	企画提案内容	全体共通	・ 効果的な配布先が提案されているか。 ・ 一時的な効果ではなく、継続的な効果が見込める仕様となっているか。 ・ 題材は、クマの危険性が伝わるものになっているか。 また、過度な危険性を伝えるものではなく、ヒトとクマを含む野生生物との共生に悪影響を及ぼしたり、観光地としての本県への来訪を妨げる風評につながるものになっていないか。 ・ 後年度以降の事業にも活用できる内容になっているか。	20
		CM	・ CMの放映対象は適正か。（高齢者を含む広い世代の場合、対象は明確か。） ・ CMの構成は適切か。 ・ CMの放映局、時期・回数等は適切か。 ・ 県民にとって効果的かつわかりやすい内容になっているか。 ・ CMの閲覧後において、閲覧者が自発的にクマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方を学べる内容となっているか。	15
		パンフレット	・ パンフレットには、業務仕様書 2 (1) ②ウに記載する内容が要点ごとにまとめられているか。 ・ 人里と山の各々の被害防止対策が盛り込まれているか。 ・ 要点は、目次等でまとめられているか。 ・ パンフレットは見やすいものか。 ・ 閲覧者が自発的にクマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方等を学ぶ内容となっているか。 ・ QRコードを付す場合は、閲覧者が見たいページにたどり着くまでに手数がかからないようになっているか。 ・ デザインは、クマの被害対策に効果的か。	15

2	企画提案内容	チラシ・ポスター	・ 人里用と山用の２種になっているか。 ・ チラシ及びポスターには、業務仕様書 2 (1)③ウに記載する内容が要点ごとにまとめられているか。 ・ チラシ及びポスターは、見やすいものか。 ・ 閲覧者が自発的にクマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方等を学ぶ内容となっているか。 ・ QRコードを付す場合は、閲覧者が見たいページにたどり着くまでに手数がかからないようになっているか。 ・ デザインは、クマの被害対策等に効果的か。	15
		自由提案	・ 本業務の目的に合致した効果的な企画になっているか。	10
3	業務遂行能力	実施体制	・ 業務遂行の実施体制は適切か。	5
		スケジュール	・ 業務の実施スケジュールが適切に組まれているか。	5
4	経費		・ 所要経費の明細が明らかで、妥当性があるか。 ・ 予算上限額以内で、効果的な費用配分になっているか。 ※ 委託予定金額の上限を上回る場合や著しく妥当性を欠く場合は失格とする。	10
合計				100